

事 務 連 絡
令和4年11月21日

芦屋市指定給水装置工事事業者 各位

芦屋市上下水道部水道業務課

直結直圧給水協議（水理計算）書及び誓約書等の取扱い変更について（通知）

平素は、芦屋市水道事業にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、給水装置工事に係る直結直圧給水協議（水理計算）と各誓約書等の取扱いについて、下記のとおり変更します。

記

1. 直結直圧給水協議（水理計算）書の提出について

給水装置工事申請の前に協議書の提出が必要な直結直圧給水方式の建築物について、別紙のとおりとします。また、事前に直結直圧給水協議を行った建築物については、直圧給水に係る誓約書の提出を不要とします。

2. 誓約書の追加について

戸建ての2世帯住宅で、口径20mmの量水器（水道メーター）を2個設置し、引込給水管の口径を25mmとする場合は、誓約書の提出が必要となります。

3. 誓約書の押印について

上記取扱い変更に伴い、今後すべての誓約書について、押印が必要となります。

4. 運用開始年月日

令和5年4月3日（月）

以 上

問合せ先 芦屋市上下水道部水道業務課
TEL : 0797-38-2154
FAX : 0797-38-2165
E-mail : suidou.eigy@city.ashiya.lg.jp

別紙 直結直圧給水協議（水理計算）書の提出が必要な建築物について
下記のいずれかに該当する場合は、水理計算が必要です。

1. 給水高さが6 mを超える場合
※戸建住宅でも、地域によっては水理計算が必要です。
2. 水栓単位数の合計が30栓を超える場合
3. 引込給水管の口径が25 mmを超える場合
4. 世帯数が3世帯以上の場合（戸建住宅含む）
5. 店舗・事務所等または兼用住宅で、店舗・事務所等の使用水量が24 L/min
を超える場合

※ただし、給水高さが6 mを超え12 m以下（3階建直結直圧給水方式）の戸建て住宅については、誓約書の提出をもって直結直圧給水協議（水理計算）書の提出を不要とします。